

第1 報告

- ① 報告者：弁護士 岡本 直己先生
所属：弁護士法人 御堂筋法律事務所

- ② 報告のタイトル：「2025 年 11 月に公表された新規則を踏まえたインドにおける個人情報保護法制」

- ③ 概要：インドでは、2023 年 8 月に、2023 年デジタル個人データ保護法 (Digital Personal Data Protection Act, 2023。以下「DPDP 法」といいます。) が成立していましたが、2025 年 11 月 14 日、同法の実務的な運用方法を具体的に示すものとして、2025 年デジタル個人データ保護規則 (Digital Personal Data Protection Rules, 2025。以下「DPDP 規則」といいます。) が公表されました。本発表では、同法及び同規則の内容を紹介し、施行スケジュール等を踏まえた、企業実務上、検討が要請される事項等について触れたいと思います。